

【ポスター発表】

## 障害児の学習権保障と合理的配慮

ーアメリカの障害児教育法（IDEA）の判例分析を中心にー

○帝京平成大学 村山佳代（会員番号 00878）

キーワード：合理的配慮、学習権、障害児、IDEA

## 1. 研究目的

国際連合が 2006 年に採択した障害者権利条約は、現代社会が非障害者を標準として形成されてきたことを問題視し、障害に基づく差別を禁じるだけでなく、障害者が直面する社会的障壁を除去する配慮措置を命じ、その不履行を差別と規定している。我が国は条約批准に必要な国内法整備のために、合理的配慮と差別禁止を規定する「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」を 2013 年に制定した。両法は 2016 年に施行されたため判例の蓄積が少ない現状である。一方、アメリカには条約のモデルである「障害を持つアメリカ人法、以下 ADA」があり、条約に先駆けて合理的配慮を義務付けており判例の蓄積がある。条約批准と両法の運用のために、我が国でもアメリカの雇用分野における合理的配慮について研究がされてきた<sup>1</sup>。しかし、教育における合理的配慮の研究は十分ではない。なぜなら、ADA は教育分野においては合理的配慮という文言を使用していない。さらに ADA 第 2 編（公共機関）の保護が及ぶのは高等教育機関に対してで、障害児を対象にしたものではない。従って、本研究は、3 歳から 21 歳の障害児教育について規定している「障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act）、以下 IDEA」を対象に、障害児の学習権保障と合理的配慮について分析をする。

## 2. 研究の視点および方法

1990 年に制定された IDEA は、初等中等教育における全ての障害児に「無償かつ適切な公教育」を保障することを目的としている。そして、同法は、障害児に教育を提供する州が連邦から財政援助をうけるための要件として、「個別教育プログラム」の作成、「最も制約の少ない環境での教育」、不服申立への適正手続の保障、無償かつ適切な公教育を規定している。IDEA には合理的配慮規定はないが、これらの要件が実質的に合理的配慮に類する配慮を保障していると考え、本研究は、IDEA の下、個別教育プログラムについて争われた Rowley 最高裁判決（1982 年）と Andrew 最高裁判決（2017 年）を中心に判例・学説分析をし、さらに、我が国の障害児の教育計画に関する判例と比較し、示唆を与える。

## 3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。研究に際しては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程

<sup>1</sup> 長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮 日米の比較法研究』（日本評論社、2018 年）、植木淳『障害のある人の権利と法』（日本評論社、2011 年）など。

及び日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを遵守した。

#### 4. 研究結果

Rowley 判決は、IDEA が目的としている無償かつ適切な公教育とは、障害児の公教育への参加という機会の平等に留まり、障害児が公教育において何らかの進歩をしていけば足りる、と判断した。すなわち、障害児の形だけの統合を求めていた。しかし、Andrew 判決は、同法の無償かつ適切な公教育とは、障害児が通常学級に統合されていけばいいのではなく、その児童にとって挑戦的な目標を掲げ、それを達成し進歩できるように作られていなければならない、と判断した。

#### 5. 考察

Andrew 判決は、Rowley 判決に比べて無償かつ適切な公教育の「適切性」の段階がステップアップしており、少しずつ障害児の能力の最大限保障に近づこうとしているといえる。しかし、両判決共に、無償かつ適切な公教育の「適切性」についての画一化された審査基準を創設することはなかった。なぜなら、人種・性マイノリティなどの属性は共通項を持つ場合が多いが、障害という属性は多種多様である。同じ障害をもっていたとしてもその程度や内容は個人ごとに異なる。また、障害児を取り巻く環境も様々で、その環境が障害にどのような影響を及ぼすかについても個別性・個人性が強い。従って、画一的な教育上の利益を特定することが困難だからである。この個別性・個人性を踏まえ、IDEA は無償かつ適切な公教育を保障する手段として、個別教育プログラムの作成を学区に求めている。IDEA に合理的配慮規定が存在しない理由は、既に無償かつ適切な公教育と個別教育プログラムが合理的配慮に類する措置を要求しているから、と解釈することもできるが、判例分析の結果、無償かつ適切な公教育は個別教育プログラムなどの要件を使用して、合理的配慮以上の質の配慮を求めているといえる。教育分野は雇用分野とは異なり、統合教育内で障害児が直面する障壁を除去しただけでは、教育的利益が得られない。IDEA は、個別教育プログラムによって、発達の結果を保障することまでを要求しているといえる。

なお、我が国の判例では、特別支援学級の担任教諭らが指導計画を作成せず、障害児がこれに基づいた授業等を受けることができなかつたとして国家賠償請求をした事例が存在する。(福岡高判平 31・3・27 裁判所ウェブサイト)。これに対して、裁判所は指導計画作成は教育を実施する準備的な行為であって、計画自体が直ちに生徒に影響を及ぼすわけではないので、指導計画の不作成は不法行為に該当せず、不法行為の有無は、学年ごとに実施された教育内容を判断すべきとした。しかし、アメリカ法の研究から明らかになったように、障害児の教育上の利益は個別性が高い。個別性が高い教育上の利益を保障するためには、専門家、生徒本人、また保護者の意向を取り入れて個別化された計画を策定し、固有のニーズや困難に応じた個別化・個人化された対応が必要である。個別教育プログラムは、障害児の学習権を保障の基礎であり核心である。我が国の司法府の判断は、国際的潮流から遅れている。雇用分野では、雇用の維持さえ担保されていれば能力の最低限保障と最大限保障は同じだが、教育は、児童の成長発達権という視点から教育成果の達成という結果の保障まで含む最大限保障を目指すべきである。